

(協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国特命全権大使との間の書簡)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、次のことを閣下に通報する光栄を有します。

1 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第一条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均(二万三千五十五人(以下「上限労働者数」という。))を限度とする。)をもって算定をする方針を有する。ただし、いずれかの会計年度における年平均労働者数に関し、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均との比較において相当の増減が見込まれる場合には、上限労働者数の範囲内で、当該会計年度の概算要求額算定上の年平均労働者数の調整を行う可能性は

排除されない。

2 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料についてそれぞれ i から vii までに定める当該会計年度の予想調達量をもって算定をする方針を有する。この結果、各会計年度のための概算要求額は、二千八会計年度については二百五十二億八千二百四十四千円、二千九会計年度については二百四十九億九千九百九十九千円、二千十会計年度については二百四十九億九千九百九十九千円となる。ただし、年間予想調達量に関し、i から vii までに定める当該会計年度の予想調達量との比較において相当の増減が当該会計年度以降長期的に見込まれる場合には、協定第六条の規定による両政府間の協議に従って当該会計年度の概算要求額の調整を行う可能性は排除されない。

i 電気

二千八会計年度 百四十二億五千六百六十九万九千円に相当する量

(参考) 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に

は、約十一億キロワットアワーとなる。）

二千九会計年度 百四十億四千二百八十四万九千円に相当する量

二千十会計年度 百四十億四千二百八十四万九千円に相当する量

ii ガス

二千八会計年度 二千九十三万二千円に相当する量

（参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約三十二万立方メートルとなる。）

二千九会計年度 二千六十一万八千円に相当する量

二千十会計年度 二千六十一万八千円に相当する量

iii 水道

二千八会計年度 四十七億八千百三十三万三千円に相当する量

（参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約千七百万立方メートルとなる。）

iv 下水道

二千九会計年度 四十七億九百六十一万三千円に相当する量

二千十会計年度 四十七億九百六十一万三千円に相当する量

二千八会計年度 十五億七千九百六十九万五千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約千百万立方メートルとなる。)

二千九会計年度 十五億五千六百万円に相当する量

二千十会計年度 十五億五千六百万円に相当する量

v 軽油

二千八会計年度 四十五億六千六十三万五千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合に
は、約十一万キロリットルとなる。)

二千九会計年度 四十四億九千二百二十二万五千円に相当する量

二千十会計年度 四十四億九千二百二十二万五千円に相当する量

vi 灯油

二千八会計年度 四千四百八十万三千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合には、約九百キロリットルとなる。)

二千九会計年度 四千四百十三万千円に相当する量

二千十会計年度 四千四百十三万千円に相当する量

vii プロパンガス

二千八会計年度 三千七百二万七千円に相当する量

(参考 二千八会計年度の概算要求に使用した単価に基づいて算定した場合には、約二十二万立方メートルとなる。)

二千九会計年度 三千六百四十七万二千円に相当する量

二千十会計年度 三千六百四十七万二千円に相当する量

b 前記 a について日本国の各会計年度のための概算要求額に関し、日本国政府は、当該概算要求額に、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の住宅であつて、施設及び区域の外側にあるものための予想調達量に係る経費を算入しない方針を有する。

c 日本国政府は、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、合衆国政府から現行契約の内容の通知を受け、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結が行われるときは事前にその内容の通知を受けることを希望するとともに、必要に応じ、随時協議を行うことを要請する意向を有する。

3 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、合衆国政府により提出される本件経費見積りを考慮して算定をする方針を有する。

4 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができることが確認される。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千八年一月二十五日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・トーマス・シーファー閣下

日本国外務大臣 高村正彦

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び完全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有するとともに、次のことを閣下に通報する光栄を有します。

1 合衆国政府は、閣下の書簡1、2 a 及び b 並びに3において表明された日本国政府の方針に異議を有しない。

2 合衆国政府は、日本国政府が協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、日本国政府に対し、現行契約の内容を通知し、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結を行うときは事前にその内容を通知するとともに、日本国政府の要請に応じて協議を行う意向を有する。

3 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両政府は、協定第六条の規定により協議することができる
ことが確認される。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千八年一月二十五日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

J・トーマス・シーファー

日本国外務大臣 高村正彦閣下